生体認証特約

１．（特約の適用範囲）

（１）　この特約は、当金庫が発行するＩＣカードのうち、生体認証機能が付加されたＩＣカード（以下「生体認証ＩＣカード」といいます。）を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。

（２）　この特約は当金庫カード規定およびＩＣカード特約の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定およびＩＣカード特約で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定およびＩＣカード特約により取扱うものとします。

（３）　この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫カード規定およびＩＣカード特約の定義によるものとします。

２．（生体認証の利用範囲）

（１）　この特約において生体認証とは、本人の手のひら静脈情報（以下「生体情報」といいます。）を生体認証ＩＣカードにあらかじめ記録し、当金庫所定の取引（以下「生体認証対象取引」といいます。）を行う際に、本人の生体情報と生体認証ＩＣカードの生体情報を照合することにより本人認証を行う方式をいいます。

（２）　生体認証を行うことができる預金機、支払機、振込機その他の機器（以下「生体認証対応自動機」といいます。）は、当金庫が定めるものとします。

３．（生体情報の記録・変更）

（１）　生体認証は、当金庫所定の窓口にて当金庫所定の方法で生体認証ＩＣカードに生体情報を記録したときから利用可能となります。

（２）　生体認証ＩＣカードの更新や再発行を受けた場合も、あらためて生体情報の記録が必要となります。また、代理人の生体認証ＩＣカードで生体認証を利用する場合には、代理人の生体情報の記録が必要となります。

（３）　当金庫がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、生体認証ＩＣカードに記録した生体情報を、当金庫所定の窓口にて当金庫所定の方法により変更することができます。

（４）　生体情報の記録または変更にあたっては、当金庫所定の本人確認を行わせていただきます。十分な本人確認ができない場合には生体認証の利用をおことわりすることがあります。

（５）　生体認証ＩＣカードに記録された生体情報は、当金庫所定の窓口にて当金庫所定の方法により削除することができます。

諏訪信用金庫
SUWA SHINKIN BANK

４．（生体認証の実施）

（１）　生体認証ＩＣカードを用いて、生体認証対応自動機により生体認証対象取引を行う場合、当金庫は、生体認証対応自動機の操作の際に使用された生体認証ＩＣカードが、当金庫が本人に交付した生体認証ＩＣカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することに加えて、入力された生体情報が生体認証ＩＣカードに記録された生体情報と一致することを当金庫所定の方法により確認いたします。

（２）　本人および代理人は、生体認証対応自動機の故障等により生体認証を行うことができない場合には当金庫所定の他の認証方式を用いるものとします。

５．（個人情報等）

本人および代理人は、当金庫が、生体認証対応自動機による生体認証対象取引において生体認証を行う目的で、生体認証ＩＣカードに生体情報を記録・保管することに同意します。

６．（生体認証ＩＣカード以外のカードへの変更）

（１）　生体認証ＩＣカードの利用をやめ、生体認証ＩＣカード以外のカードに変更する場合には、当金庫所定の窓口に申し出てください。この変更は当金庫所定の手続をした後に行います。

以上

（令和８年９月１日現在）

諏訪信用金庫
SUWA SHINKIN BANK